| | | Т | I 実施責任医 | 手師の | 要件 | | | | | | Ⅱ. 医療機関 | の要件 | | | | | | | | | | | | | 皿えの | 他の要件 |
|-----|---|-------|--|------|--------------------------------|-----------------------|------|---------|--|-----|---------------------|---|------|-----------------------|-----------|-------------------|-----|------|----|----------------------|--|--|---------------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------|------|
| No. | 告示: 先進医療名及び適応症 等 | 要件の見直 | 診療科 | | 資格 | 当診療 科の 経験 年数 | 技術の発 | 対数の | 該術経症数施術 当技の験例助又術 | その他 | 実施診療科の医師数 | 他診療科の医 師数 | 看護配置 | その他医療役 | 病床数 | 診療科 | 当直任 | 本制 σ | 検査 | 他の医療機関との連携体制 | を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 医全委の 変理会 の の の の の の の の の の の の の | 医療機関 を とし 放実 を の 例数 | | | |
| | | L - | 要 内容 | 要件 | 内容 | 要件 | 要件 | / N 100 | () () () () () () () () () () () () () (| + | 要 内容 | 要件,内容 | 要措護 | 要件 内容 | 要 ()床件 以上 | 要 件 件 | 要件 | 1容 件 | 要件 | 要 連携の具 要 件 体的内容 作 | 要 件 審査開催の条件 | 要件 | 要件。例 | 内容 | 要付別 |) 内容 |
| 70 | 低悪性度非ホジキンリンパ種 七 の遺伝子診断(マントル細胞リ ナンパ腫の補助診断として用い るものに限る。) | 要 | 要 内科又は小 児科 | 要 | 血液専門医 | | 3 要 | | - T | | 要常勤医師1名以上 | 病理検査 病理検査 部門が設 置され病 理医1名 以上 | 不要 | 要 磁床検査 技節 | 不要 | 要内科又は小児科 | 不要 | 不要 | 要 | 不要 | 要 必要なときは必ず事前に開催する | 要 | 要 1 | | 不要 | |
| 71 | 七 悪性脳腫瘍に対する抗がん剤 十 治療における薬剤耐性遺伝子 一 解析 | 要 | 要脳神経外科 | 要 | 脳神経外科専門 医 | 不要 | 要 | 3 要 | 3 不要 | | 要 常勤医師 2名以上 | 病理検査 新部門が設 置され病 理医1名 以上 | 不要 | 不要 | 不要 | 要脳神経外科 | 要 | 要 | 要 | 不要 | 要 必要などきは必ず事前に開催する | , | 要 3 | | 不要 | |
| 72 | 七 高発がん性遺伝性皮膚疾患 ・ のDNA診断(基底細胞母斑症 ・ 候群又はカウデン病に係るも のに限る。) | 要 | 要皮膚科 | 要 | 皮膚科専門医又 は臨床遺伝専門 医 | 不要 | 要 | 3 要 | 3 不要 | | 要常勤医師 2名以上 | 病理検査 新門が設 置され病 理医1名 以上 | 不要 | 不要 | 不要 | 要皮膚科 | 不要 | 丕要 | 要 | 不要 | 届出後当該療養 を初めて実施するときは、必ず事前に開催する | 1 mm | 要 3 | 遺伝カウン セリングの 実施体制 が必要 | ン ・ ・ ・ ・ ・ ・ 要 | |
| 73 | 七 Q熱診断における血清抗体価 測定及び病原体遺伝子診断 (急性期又は慢性期のQ熱に 医るものに限る。) | 要 | 要 内科又は小 児科 | 要 | 感染症専門医 | 要 | 5 要 | 1 要 | 1 不要 | | 要常勤医師1名以上 | 不要 | 不要 | 要 臨床検査 技師 | 不要 | 要内科又は小児科 | 不要 | 不要 | 要 | 不要 | 不要 | 要 | 要 1 | | 不要 | |
| 74 | エキシマレーザー 冠動脈形成 術(従来の経皮的冠動脈形成 術による治療が困難なもの、 慢性完全閉塞のもの又はこれ に準ずるものに係るものに限 る。) | 1 | 要 循環器科 | 要 | 循環器専門医 | 要 | 5 要 | 5 要 | 10 不要 | | 要常勤医師 3名以上 | 心臟血管 外科医2 多名以上、 麻酔科医 1名以上 | 不要 | 要様士 | 不要 | 要循環器科、心臓血管外科及び麻酔科 | 要 | 要 | 要 | 不要 | 要必要などきは必ず事前に開催する | 要 | 要 10 | 0 | 要 10 6 | |
| 75 | 活性化Tリンパ球移入療法(原 免性若しくは続発性の免疫ホ 十全症の離治性日和見感染症 又は慢性活動性EBウイルス 感染症に係るものに限る。) | 1 1 | 要 内科又は小 児科 | 要 | 血液専門医又は 感染症専門医 | 不要 | 要 | 5 要 | 5 要 | | 要常勤医師2名以上 | 輸血部門 が設置さ れ常勤医 1名以上 | 不要 | 専任の細 要 胞培養の 担当者 | | 要内科又は小児科 | 要 | 要 | 要 | 不要 | 要 必要なときは必事前に開催する | 要 | 要 15 | 細胞培養 を実施して いること | 天 10 6 | |
| 76 | 七十六 大がん剤感受性試験(CD-D ST法)(消火器がん、乳が ん、肺がん又はがん性胸・腹 膜炎に係るものに限る。) | 要引 | 呼吸器科、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 要 | 呼吸器専門医、消 火器病専門医又 は外科専門医 | 要 | 5 要 | 1 要 | 5 要 | | 要常勤医師 2名以上 | 病理検査 部門が設 置され病 理医1名 以上 | 不要 | 薬剤師 薬専任の細の 担当者 | 不要 | 要呼吸器科、消化器科又は外科 | 要 | 要 | 要 | 不要 | 不要 | 要 | 要 5 | 細胞培養を実施していること | - 不要 | |
| 77 | 七 家族性アルツハイマー病の遺 七 七 | 要 3 | 内科、精神科 要 又は神経内 科 | 要 | 神経内科専門医 又は臨床遺伝専 門医 | 不要 | 要 | 1 要 | 2 不要 | | 常勤医師 要 が2名以 上 | 不要 | 不要 | 要 臨床検査 技師 | 不要 | 要内科、精神科又は神経内科 | 不要 | 不要 | 要 | 不要 | 届出後当該療養 を初めて実施す るときは、必ず事 前に開催する | 要 | 要 2 | 遺伝カウン セリングの 実施体制 が必要 |) 不 要 | |
| 78 | 膀胱尿管逆流症に対する腹腔 七 鏡下逆流防止術(膀胱尿管逆 十 流症(国際分類グレードVの 八 高度逆流症を除く。)に係るも のに限る。 | 11 | 要泌尿器科 | 要 | 泌尿器科專門医 | 要! | 5 要 | 3 要 | 5 要 5 | 5 | 常勤医師 要 が2名以 上 | 麻酔科医 要が1名以 上 | 不要 | 不要 | 要 1 | 要必尿器科 | 要 | 要 | 要 | 不要 | 不要 | 要 | 要 5 | | 不要 | |
| 79 | 七 中枢神経白質形成異常症の 力 道伝子診断 | 要 | 内科、神経1 要 科又は小児 科 | . 要 | 神経内科専門医、 小児専門医又は 臨床遺伝専門医 | 不要 | 要 | 1 要 | 2 不要 | | 常勤医師 要 が2名以 上 | 不要 | 不要 | 臨床検査 技師 | 不要 | 要内科、神経内科又は小児科 | 不要 | 不要 | 要 | 不要 | 届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する | 要 | 要 2 | 遺伝カウン セリングの 実施体制 が必要 |) 不要 | |
| 80 | ハ 三次元再構築画像による股関 十 節疾患の診断及び治療 | 不要 | 要發形外科 | 要 | 整形外科専門医 | 不要 | 要 | 5 要 | 5 不要 | | 要 常勤医師 2名以上 | 不要 | 不要 | 不要 | 不要 | 要整形外科及び麻酔科 | 要 | 要 | 要 | 不要 | 不要 | 要 | 要 5 | , | 不要 | |
| 81 | 泌尿生殖器腫瘍の後腹膜リンパが転移に対する腹腔鏡下リハンパ節転移に対する腹腔鏡下リナムが節軽滑痛(泌尿生殖器腫瘍のリンが節転移が疑われるものに係るものに係る。) | 要 | 要 泌尿器科 | 要 | 泌尿器科專門医 | 要 | 5 要 | 3 要 | 5 要 5 | 5 | 常勤医師 要 が2名以 上 | 麻酔科上。 1名理像が 1病部門され名 で で で で の は と で の の の の の の の の の の の の の の の の の の | 不要 | 不要 | 要 1 | 要 泌尿器科及び麻酔科 | 要 | 要 | 要 | 不要 | 不要 | 要 | 要 5 | i | 不要 | |

| | 7-7 | | Τ- | 1 実施責任医 | 餌の | 要件 | | | _ | | | | 11. 医 | 療機関の | の要件 | | | | | _ | | | | | | | | | | M. | その他の要件 |
|-----|--|--|-------|---|----|---|------|--------|--------|-------------|----------------|-----|-----------|------------|--|-----|------|-----------------------|-----------|-------|---|------|---------------|----------------|-----------|--|-------|-------|-------------------------------|----|--------------------|
| No. | 告示番号 | 先進医療名及び適応症 | 要件の見直 | 診療科 | | 資格 | 当診科科 | 原 技の 経 | 該術)験数 | 技の験例実術経症数施 | 例数 助手 又は | その他 | | 診療科 (| 他診療科の医 師数 | 着護 | | その他医療従 事者の配置 | | 数 | 診療料 | 当直体制 | 緊急手術の実施体制院内検査 | 他の医療材製との連携 | 保守管理体制 | 倫理委員会による審 査体制 | * 4 4 | 当該技術 | その他 | | 1000 |
| | | | L | 要 内容 | 要件 | 内容 | 要件 | ()年数以上 | ()年数以上 | ()例以上 | 要例 | 内容 | 要件 | 内容 | 要 内容 | 要者 | 5 多 | 要 内容 | 要 ()1件 以. | 床里 | 要 内容 | 要 内容 | 要件件 | 要 連携の 件 体的内 | 具要 | 要 審査開催の条件 | 要件 | 要 ()症 | 内容 | | () () () 症 月 内容例 間 |
| 82 | ハナニ | HLA抗原不一致血縁ドナーカ らのCD34陽性造血幹細胞移 植(HLA連合ドナーがいない ために造血幹細胞移植が受け られない小児のがん、幾治性 造血障害又は免疫不全症に 係るものに限る。) | 要 | 要 内科又は小 要 児科 | 要 | 血液專門医 | 不要 | 要 | 5 | ₹ 3 | 不要 | | 要 常 | 勤医師名以上 | 輸血部門 が設置され常勤医 が第3名以上 | 不要 | 3 | 専任の細 胞培養の 担当者 | 不要 | 97 | 要内科又は小児科 | 要 | 要要 | 不要 | 要 | 要 必要なときは必ず 事前に開催する | 要 | 要 3 | 細胞培養を実施していること | | 10 6 |
| 83 | 八 十 三 | 頚椎椎間核ヘルニアに対する ヤグレーザーによる経皮的椎 間板瀬圧衛(CT透視下法) 領椎椎間板機体の破線・ いないヘルニアであって、 技術が関係がある。 はなが明らかであり保存治療 に抵抗性のものに限る。ただ 決策被称者化症、辞権 狭窄状態又は脊椎症状のある ものを除く。)に係るものに限 ものを除く。)に係るものに限る。 | 要 | 整形外科又 要 は脳神経外 科 | 要 | 整形外科專門医 又は脳神経外科 専門医 | 不要 | 要 | 5 3 | € 10 | 要 10 | | 要 3: | 勤医師名以上 | 不要 | 不要 | 3 | 医 臨床工学 技士 | 要 1 | - | 要 整形外科又は脳神経外科 | 要 | 要要 | 不要 | 要 | 不要 | 要 | 要 10 | | 要 | 10 6 |
| 84 | 八 十 四 | 活性化血小板の検出(急性期若しくは慢性期の脳梗塞、睡眠時無呼吸症候群又は心筋梗塞をの他の動脈血栓症に侵るものに限る。) | 要 | 神経内科、『明明報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報 | 要 | 神経内科専門医、 呼吸器専門医、循 環器専門医又は 耳鼻咽喉科専門 医 | 要 | 5 要 | 3 3 | ₹ 3 | 不要 | | 要 常 2 2 2 | 勤医師 名以上 | 不 | 不要 | 3 | を 随床検査 技師 | 不要 | 4 | 要 神経内科、呼吸器科、循環器科 又は耳鼻咽喉科 | 不要 | 不要要 | 不要 | 要 | 要 必要なときは必ず 事前に開催する | 要 | 要 3 | | 不要 | |
| 85 | 八 十 - | ケラチン病の遺伝子診断(水 疱型鱗癬様紅皮症又は単純 型表皮水疱症その他の遺伝 子異常に係るものに限る。) | 不要 | 要皮膚科 | 要 | 皮膚科専門医又 は臨床遺伝専門 医 | 不要 | 要 | 1 3 | ₹ 1 | 不要 | | 要 常 | 勤医師 名以上 | 不 要 | 不要 | 7 19 | 不) | 不要 | , der | 要皮膚科 | 不要 | 不要要 | 不要 | 要 | 展出後当該療養 を初めて実施す るときは、必ず事 前に開催する | 要 | 要 1 | 遺伝カウン セリングの 実施体制 が必要 | 不 | |
| 86 | | 隆起性皮膚線維肉腫の遺伝 子診断 | 不要 | 要皮膚科 | 要 | 皮膚科専門医 | 不要 | 要 | 3 3 | ₹ 3 | 不要 | | 要常2 | 勤医師 名以上 | 不要 | 不要 | 2 | 不要 | 不要 | 3 | 要皮膚科 | 不要 | 不要要 | 不要 | 要 | 要 必要なときは必ず 事前に開催する | 要 | 要 3 | | 不要 | |
| 87 | ハナセ | 末梢血幹細胞による血管再生治療(慢性閉塞性動脈硬化症 対域(一学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学 | | 循環器科、5 要 科又は心臓 血管外科 | 要 | 循環器専門医又 は心臓血管外科 専門医 | 要 | 10 要 | 5 3 | ₹ 5 | 不要 | | 要 常 2: | 勤医師 名以上 | 麻酔科医 1名以出 輸血部置さ が設置さ れ常勤医 1名以上 | 要 1 | 0 3 | 専任の細 腹培養の 担当者 | 要 20 | 0 3 | 要 循環器科、外科又は心臓血管外 科及び麻酔科 | 要 | 要要 | 不要 | 要 | 届出後当該療養 を初めて実施す るときは、必ず事 前に開催する | 要 | 要 5 | 細胞培養を実施していること | 要 | 5 6 |
| 88 | \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ | 末梢血単核球移植による血管 再生治療(慢性閉塞性動脈使来 化症又はバージャー病後 の内科的治療又は外科的治療 療ががあるものに履り、 三年以内の悪性新生物の既 住又は未治療の糖尿病性網 膜症のあるもの除く。)に係る ものに限る。 | | 循環器科、5 要科又は心臓 血管外科 | 要 | 循環器専門医又 は心臓血管外科 専門医 | 要 | 10 要 | 5 3 | ₹ 5 | 不要 | | 要 常 2: | 勤医師 8以上 | 麻酔以記 報 報 動 の の の の の の の の の の の の の | 要 1 | 0 3 | 専任の細 要 胞培養の 担当者 | 要 20 | 0 3 | 要 都理器科、外科又は心臓血管外 科及び麻酔科 | 要 | 要要 | 不要 | 要 | 届出後当該療養 を初めて実施す るときは、必ず事 前に開催する | 要 | 要 5 | 細胞培養 を実施していること | | 5 6 |
| 89 | 八 十 九 | グルタミン受容体自己抗体に よる自己免疫性神経疾患の診 断(ラスムッセン脳炎、小児の 慢性進行性持続性部分でん か入びはオブンクローヌス・ミ オクローヌス症候群に係るも のに限る。) | 要 | 内科、神経が 要 科又は小児 科 | 15 | 内科専門医、神経 内科専門医又は 小児科専門医 | 不要 | 要 | 1 3 | € 1 | 不要 | | 要 2 2 2 | 勤医師 名以上 | * | 不要 | 7 3 | | 不要 | g | 内科、神経内科又は小児科並び 要に精神科、脳神経外科、リハビリ テーション科及び麻酔科 | 不要 | 不要要 | .不.要. | 要 | 変なときは必ず 事前に開催する | 要 | 要 1 | | 不要 | |
| 90 | 九十 | 腹腔鏡下広汎子宮全摘出術 (早期子宮頸がん/臨床進行 期 I bまでのものに限る。)に 係るものに限る。) | 要 | 要 産婦人科医 | 要 | 產婦人科專門医 | 不要 | 要 | 5 | E 10 | 要 10 | | | 勤医師3名以 | 麻酔科上。 1名理が設 病理が設 置され 理医1名 | 不要 | マッ | | 不要 | ap. | 要産婦人科及び麻酔科 | 要 | 要 要 | 不要 | 要 | 届出後当該療養 を5例実施するま では必ず事前に 開催する | 要 | 要 10 | | 要 | 10 6 |

| | | | | I. 実施責任医 | 師の | 要件 | | | | | | | 11. 医療 | 機関の | D要件 | | | | | | | | | | | | | | | ш.:49 | の他の要件は |
|-----|------|--|-------|---------------------|----|-------------------------------|-------|------|--------|---------------|-----------------|-----|----------------------|--|--|------|-----|----------------------------|-----------|----|--|----------|---------------|----------------------|---------------------------------|---------------|-----|--------------------|---------------------------|-----------|-----------------|
| No. | 告示番号 | 先進医療名及び適応症 | 要件の見直 | 診療科 | | 資格 | 当診科経年 | 技の機能 | 該術の験数 | 技の験例実者[術経症数施術 | 当技の験例助又術 | その他 | 実施診の医師 | | 他診療科の医 師数 | 看護師置 | そ(事 | の他医療従 者の配置 | 病床数 | | 診療科 | 当直体制 | 緊急手術の実施体制院内検査 | 他の医療機管 | 倫理委員会による審 査体制 | 医療管理会量 の設置 | として | の 支術 ・ を症 | その他 | 回の 【 | - 40,1 <u>0</u> |
| | | | | 要 内容 | 要件 | 内容 | 要件 | 要件 | ()年数以上 | () 例以上 | () 要例 集以上 | 内容 | 要件内 | 容 | 要 内容 | 要看護 | 要件 | 内容 | 要 ()床件 以上 | 要件 | 内容 | 要 内容 | | 要 連携の具 要 件 体的内容 件 | 要 件 審査開催の条件 | 要件 | 要件 | () 症例 | 内容 | 要件例 | () 月 内容 間 |
| 91 | 九十一 | 一絨毛膜性双胎妊娠において 発症した双胎間輪血症候群に 対する内球部的胎響响血症候群に レーザー焼灼術(双胎間輪血 症候群に譲患だ所(妊娠十茂速 から二十六週のものに限る。) に係るものに限る。) | | 要 小児外科又 は産科 | 要 | 産婦人科専門医 又は小児外科専 門医 | 不要 | | | , | 要 5 | | 常勤 要が3 上 | 医師名以 | 野家の の の の の の の の の の の の の の | 不要 | 要 | 臨床工学 技士 | 要 1 | | 小児外科で実施する場合は小児 外科 産科及び麻酔科 産科で実施する場合は小児科及 び麻酔科 | 要 | 要要 | 不要 | 当該療養を実施 要 するときは必ず事 前に開催する | 要 | 要 | 5 | | 要 10 | 6 |
| 92 | (1) | カラー蛍光観察システム下気 管支鏡検査及び光線力学療 法(肺がん又は気管支前がん 病変に係るものに限る。) | 要 | 要呼吸器科 | 要 | 気管支鏡専門医 | 要 | 5 要 | 3 4 | 更 10 | 要 10 | | 要常勤3名 | 医師以上 | <u>上</u> 不要 | 不要 | 要 | 臨床工学 技士 | 要 1 | 要 | 呼吸器科 | 要 | 要要 | 不要要 | 要必要なときは必ず事前に開催する | 要 | 要 | 30 | | 要 30 | 6 |
| 93 | 1 | 先天性網代謝異常症の遺伝 子診断(ウィルソン病、メンケス 病又はオクシピタルホーン症 候群に係るものに限る。) | 要 | 要 内科又は小 児科 | 要 | 内科専門医、小児 科専門医又は臨 床遺伝専門医 | 要 | 5 要 | 1 3 | 医 1 | 不要 | | 要常勤 | 医師 | 不要 | 不要 | 要 | 臨床検査 技師 | 不要 | 要 | 内科又は小児科 | 不要 | 不要要 | 不要要 | 要 必要なときは必ず 事前に開催する | 要 | 要 | 1 実 | 伝カウン リングの 施体制 必要 | 不要 | |
| 94 | 九十四 | 起音波骨折治療法(四肢の骨折(治療のために手術中に行われるものを除く。)のうち、観血的手術を実施した場合に限る。) | 要 | 要 整形外科 | 要 | 整形外科専門医 | 要 | 5 要 | 1 3 | 更 1 | 不要 | | 常勤 要 1名 | 医師 | 不要 | 不要 | 不要 | | 要 1 | 要 | 整形外科 | 要 | 不要要 | 不要要 | 不要 | 不要 | 不要 | | | 不要 | |
| 95 | 九十五 | 眼底三次元画像解析(黄斑円 孔、黄斑前膜、加齢黄斑変 光、黄斑前膜、加齢黄斑変 果は緑内障に係るものに限 る。) | 不要 | 要眼科 | 要 | 眼科専門医 | 要 | 5 要 | 1 3 | 更 10 | 不要 | | 要常勤1名 | 医師 3 | 不要 | 不要 | 不要 | | 不要 | 要 | 眼科 | 不要 | 不不要要 | 不要要 | 不要 | 不要 | 要 | 10 | | 不要 | |
| 96 | 九十六 | CYP2C19遺伝子多型検査 に基づくテーラーメイドのヘリ コバクター・ビロリ際巣療法(へ リコパクター・ピロリ感染を伴う 胃潰瘍又は十二指膈潰瘍に 係るものに限る。) | | 要 消化器科 | 要 | 消化器病専門医 | 無 | 要 | 1 3 | E 1 | 不要 | | 等勤 1名』 | 医師 | 不要 | 不要 | 要 | 臨床検査技師 | 不要 | 要 | 消化器科 | 不要 | 不不要要 | 不要要 | 要を受なときは必ず事前に開催する | 要 | 要 | 10 | | 不要 | |
| 97 | 九十七 | 非生体ドナーから採取された。同種骨・靭帯組織の凍結保存(骨又は靭帯窓の再連係性(次長で、大工性疾患、大性疾患、対して、大性疾患、対して、大性療性(側面部で係る。)、の応電機を、関節直接、対して、大工で、大工で、大工で、大工で、大工で、大工で、大工で、大工で、大工で、大工で | | 要整形外科 | 要 | 整形外科専門医 | 要! | 要 | 5 | 至 3 | 要 5 | | 要常勤2名』 | 医師 | 要解幹科医 1名以上 | | 要 | 組織移植を専ら担当する者が配ていること。 | | 要 | 整形外科 | 要 | 要要 | 不要 | 要 必要なときは必ず 事前に開催する | 要 | 要 | 移のるシ | 本組織会は経過をあることを表現を表現である。 | 要 10 | 6 |
| 98 | 九十八 | X線CT画像診断に基づく手術 用類微鏡下における歯根端切除手術(雑治性根尖性歯周炎 であって、通常の根管治療で も効果が認められないものに 係るものに限る。) | 要 | 要歯科 | 要 | 歯科保存治療専 門医 | 要 | 要 | 3 | 更 5 | 要 1 | | の経 3年 有す 有す | 以る科会を勤師 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 | | 不要 | 要 | 看護師又 は歯科衛 生士1名 以上 | 不要 | 要 | 適科 | 不要 | 不不要要 | 不要要 | 不要 | 要 | 要 | 10 | | 要 20 | 6 |

| | | | | I. 実施責任医 | 師の | 要件 | | | | | | | Ⅱ. 医療機関 | の要件 | | | | | | | | | | | | | | | | П | その他の | の要件 |
|-----|-------------|---|-------|---------------------|----|---|-------|------------|--------|----------------------------|----------------|-----|--|---|-------------|----------|------------------------------|-----------|----|------------------|----|-----|---------------|----------------------|--------|---|---|----------|-------------------------------|---------|-------|-----|
| No. | 告示番号 | 先進医療名及び適応症 | 要件の見直 | 診療科 | | 資格 | 当診科経等 | を 技の 経 | 該術ン験数 | 支術 経証 発売 発売 発施 | の経 験症 例数 | その他 | 実施診療科 の医師数 | 他診療科の医 師数 | 看護 音 | ا الا | の他医療従 事者の配置 | 病床数 | | 診療料 | 当证 | 直体制 | 緊急手術の実施体制院内検査 | 他の医療機 関との連携 体制 | 保守管理体制 | 爾埋委員会による番 | 医療安 全管 受 受 受 受 設 選 で で で で で で う 設 で う で う で う た う た う で う た う た う で う う で う た う で う う で う と う で う う で う う う う う う う う | 14 55 14 | 析 その他 | の機能は動物の | | |
| | | | ١ | 要 内容 | 要件 | 内容 | 要件 | () 年数以上 | ()年数以上 | () 例 以上 | () 要例 以上 | 内容 | 要 内容 | 要 内容 | 要看件。證 | 要件 | 内容 | 要 ()的件 以上 | 要件 | 夏 件 内容 | 要件 | 内容 | 要件件 | 要 連携の具 件 体的内容 | 要件 | 要 + ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 要件 | 要件 |) 定 内容 | | olol" | 内容 |
| 99 | 九 十 九 | 定量的CTを用いた有限要素 法による骨強度予測評価(骨 粗鬆症、骨変形若しくは骨腫 現立は骨腫瘍掻爬術後若しく は骨髄炎掻爬術後の症状に 係るものに限る。) | 1 | 要 整形外科 | 要 | 整形外科専門医 | 要 | 6 要 | 1 5 | ₹ 3 | 不要 | | 要常勤医師1名以上 | 不要 | 不要 | 不要 | | 不要 | 要 | 要整形外科 | 不要 | | 不不要要 | | 要 | | 不要 | 要 | 5 | 不要 | | |
| 100 | 百 | 膀胱水圧拡張術(間質性膀胱 炎に係るものに限る。) | 1 | 要泌尿器科 | 要 | 泌尿器科專門医 | 要 | 5 要 | 1 3 | 5 | 不要 | | 要 常勤医師 | 要 麻酔科医 1名以上 | 要 10 | 不要 | | 要 1 | 要 | 要泌尿器科 | 要 | | 要要 | 不要 | 要 | 下 要 | 要 | 要 | 5 | 不要 | | |
| 101 | 百一 | 色素性乾皮症に係る遺伝子診 断 | 1 | 要 皮膚科 | 要 | 皮膚科専門医又 は臨床遺伝専門 医 | 要 | 5 要 | 3 要 | ē 3 | 不要 | | 要 常勤医師 2名以上 | 不要 | 不要 | 要 | 臨床検査技師 | 不要 | 32 | 要皮膚科 | 丕要 | | 不要 要 | 不要 | 要 | 届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する | 要 | 要 | 遺伝カウン セリングの 実施体制 が必要 | ン不要 | | |
| 102 | 百二 | 先天性高インスリン血症に係 る遺伝子診断 | 100 | 要 小児科又は 小児外科 | 要 | 小児科専門医、小児科専門医又 児外科専門医又 は臨床遺伝専門 医 | 1 1 | 3 要 | 1 要 | Ē 1 | 不要 | | 蒙蒙斯医師 第動医師 1名以上 | 不要 | 不要 | 要 | 臨床検査技師 | 不要 | 要 | 要 小児科又は小児外科 | 不要 | | 不要要 | 不要 | 要 | 届出後当該療養 を初めて実施す るときは、必ず事 前に開催する | 要 | 要 | 遺伝カウン セリングの 実施体制 が必要 | 5 (不) | | |
| 103 | 百三 | 歯周外科治療におけるバイ オ・リジェネレーション法(歯周 炎による重度垂直性骨欠損に 係るものに限る。) | ier | 要 歯科又は歯 料口腔外科 | 要 | 歯周病専門医又 は口腔外科専門 医 | 要 | 5 要 | 3 要 | 5 | 要! | | 要というでは、またのではではでは、またのではでは、またのではではではではではではではではではではではではでは、またのではではでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのではでは、またのではではでは、またのでは、ま | 不要 | 不要 | 要 | 看護師又 君護師科衛 生生士1名 以上 | 不要 | 要 | 要 歯科又は歯科口腔外科 | 不要 | | 不要要 | | 要 | 不要 | 要 | 要! | o | 要 | 20 5 | |
| 104 | 百四 | セメント除去術を伴うセメント 固定人工股関節声震換析に おけるコンピュータ支援フルオ ロナビゲーション(人工股関節 のたるみに係るものに限る。) | 27 | 要 整形外科 | 要 | 整形外科専門医 | 要 | 5 要 | 1 要 | E 3 | 不要 | | 要 常勤医師2名以上 | 要 麻酔科医 1名以上 | 要 10 | 要 | 臨床工学技士 | 要 200 | 要 | 要 整形外科及び麻酔科 | 要 | | 要要 | 不要 | 要 | T. | 要 | 要 | 3 | 不要 | | |
| 105 | 百五 | 腹腔鏡下直腸固定術(直腸脱に係るものに限る。) | 1 | 要外科 | 要 | 消化器外科専門 医 | 要! | 10 要 | 3 事 | 3 | 不要 | | 要 常勤医師 2名以上 | 要 麻酔科医 1名以上 | 要 10 | 9 要 | 臨床工学 技士 | 要 20 | 要 | 要外科及び麻酔科 | 要 | | 要要 | 不要 | 要 | 下 | 要 | 要 1 | 0 | 要 | 5 4 | |
| 106 | PIX | 内視鏡下頸部良性腫瘍摘出 術(頸部良性腫瘍 <u>バセドウ病</u> に係るものに限る。) | 要是 | 外科又は耳 鼻咽喉科 | 要 | 外科専門医又は 耳鼻咽喉科専門 医 | 不要 | 要 | 5 勇 | 20 | 不要 | | 要常勤医師3名以上 | 麻酔科医 1名以上。 病理検設 簡され病 理医1名 以上 | 不要 | 不要 | | 不要 | 要 | 要 外科又は耳鼻咽喉科及び麻酔科 | 要 | | 要要 | 不要 | 要 : | 要必要なときは必ず 事前に開催する | 要 | 要 1 | o | 要 | 10 6 | |
| 107 | 限二 | 悪性黒色腫におけるセンチネ ルリンパ節の遺伝子診断 | 要 5 | 要皮膚科 | 要 | 皮膚科専門医 | 不要 | 要 | 5 要 | 5 | 不要 | | 要常勤医師2名以上 | 放射 財 財 を を を を を を を を を を を を を | 不要 | 要 | 栗剤師 | 不要 | 3 | 皮膚科、放射線科及び麻酔科 | 要 | | 要要 | 不要 | 要 | ٣. چ | 要 | 要 | 5 | 不要 | | |

| | \top | | I | , 実施責任医 | 師の | 要件 | | | | | | | Ⅱ. 医療機関 | の要件 | | | | _ | | | | | | | | | | П | i ito | 他の要件を |
|-----|--------|---|-------|--------------------------|----|---|---------|-------------------|----------|---|----------|-----|-------------------|--|----------|--|-----------|----|------------------------------|------|---------------|--|--------|-----------------------|-------------------------------|-----|--------------|---|--|----------------|
| No. | 告示番号 | 先進医療名及び適応症 5 5 5 6 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 | 要件の見直 | 診療科 | | 資格 | 当 科 经 年 | の <i>0</i> 験 経 | 該術)験数 | 術経症数施術 関連を変更を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を | 該術経症数手は者 | その他 | 実施診療科 の医師数 | 他診療科の 師数 | 看護 | 記 その他医療 事者の配置 | | | 診療科 | 当直体制 | 紫急手術の実施体制院内検査 | 関との連携 | 保守管理体制 | は理委員会による番 査体制 | 医療安理 全 委 の 設 置 | 当該技 | 術を | の他 | | 300 m |
| | | | 要件 | 内容 | 要件 | 内容 | 要件 | ()年数以上 | ()年数以上要件 | ()例以上 | () 例以上 | 内容 | 要件 内容 | 要 内容 | 要性 | 要件内容 | 要 ()床件 以上 | 要件 | 内容 | 要内容 | 要供件 | 要 連携の具 件 体的内容 | 要件件 | 書査開催の条件 | 要件 | 要件 | () 症 例 | 内容(作 | () () () () () () () () () () () () () (|) 引 内容 引 |
| 108 | 限三 | 騰痛性骨病変及び骨粗鬆症 に伴う骨脆弱性病変に対する 接皮的骨形成体(転移性脊椎 骨腫瘍、骨粗鬆症による脊椎 骨折又は軟治性疾痛を可能 体圧迫骨折若しくは臼蓋骨折 に係るものに限る。) | 要要 | 整形外科、店 射線科又は 脳神経外科 | 要 | 整形外科專門医、 放射線科專門医 又は脳神経外科 專門医 | 不要 | 要 | 5 要 | 10 要 | 10 | | 常勤医師要 1名以上。 | 要 麻酔科医 1名以上 | 不要 | 不要 | 要 1 | 要 | 整形外科若しくは脳神経外科又 は放射線科及び麻酔科 | 要 | 要要 | 要を変える。 当該を変える。 を表現では、 を表現では、 を表現では、 を表現では、 を表現でする。 を表現でする。 を表現でする。 を表現でする。 を表現できる。 を表現でする。 を表現できる。 を表現でする。 を表現でする。 を表現でする。 を表現でする。 を表現 | 要要 | : 必要なときは必ず 事前に開催する | 要 | 不要 | のに法種る行が | 療施学のに療を制さる ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 更 10 6 | 3 |
| 109 | PRE | 悪性黒色腱又は乳がんにおけるセンチネルリンパ節の同定と引転移の検索 | 要要 | 5 外科又は皮 膚科 | 要 | 乳腺専門医又は 皮膚科専門医 | 不要 | 要 | 5 要 | 5 要 | | | 要 常勤医師 2名以上 | 放射名び既1 と上科以麻1 を名は理門がれる。 ででである。 をおいまする。 をもいまする。 をもいまる。 をもい。 をもいまる。 をもいまる。 をもいまる。 をもいまる。 をもいまる。 をもいまる。 をもいまる。 をもいまる。 をもいまる。 ともいまる。 ともいまる。 ともいまる。 とも、 とも、 とも、 とも、 とも、 とも、 とも。 とも。 とも。 とも。 とも。 とも。 とも。 とも。 とも。 とも。 | 不要 | 要薬剤師 | 不要 | 要 | 外科又は皮膚科並びに放射線科 及び麻酔科 | 要 | 要要 | 不要 | 要不要 | | 要 | 要 | 5 | 7 9 | | |
| 110 | 限五 | カフェイン併用化学療法(骨肉腫、悪性線維性組織球腫 滑 腹内腫又は明細胞内腫その 他の骨軟部悪性腫瘍に係るも のに限る。) | 要要 | 整形外科 | 要 | 整形外科専門医 | 不要 | 要 | 5 要 | 5 要 | | | 要常勤医師2名以上 | 麻酔科上。 1名理検査 病門がれる で で 1名 以上 | 丕 | 不要 | 不要 | 要 | 整形外科及び麻酔科 | 要 | 要要 | 緊急手術 要 の実施体 制 | 要要 | ・必要なときは必ず 事前に開催する | 要 | 要 | 5 | 不 要 | | |
| 111 | 限六 | 胎児尿路・羊水腔シャント術 (ブルーン・ベリー症候群をの 他の胎児閉塞性尿路疾患のう ち、胎児腎健能が保たれてお り、羊水漁少を扱めるものに 振るものに限る。) | 要要 | - 小児科又は 産科 | 要 | 産婦人科専門医 | 要 | 5 要 | 5 要 | 要 | 5 | | 要 常勤医師 2名以上 | 産科及び 要 麻酔科医 1名以上 | 不要 | 不要 | 不要 | 要 | 産料及び麻酔料 | 要 | 要要 | 不要 | 要要 | 必要なときは必ず | 要 | 要 | 5 | 7 9 | I. E. | |
| 112 | 限七 | 筋過緊張に対するマッスル・ア フォレン・ブロック(MAB)治 様(ジストニア、痩性麻痺その 他局所の筋過緊張を呈する病 態に係るものに限る。) | 要要 | 内科又は神 経内科 | 要 | 神経内科専門医 | 不要 | 要 | 5 要 | 5 不要 | | | 蒙 常勤医師 2名以上 | 麻酔科医 1名以上。 病理検査 整され病 理医1名 以上 | 121 | 不要 | 不要 | 要 | 内科又は神経内科及び麻酔科 | 要 | 要要 | 緊急手術 要 の実施体 制 | 要要 | 必要なときは必ず ・事前に開催する | 要 | 要 | 5 | | F. | |
| 113 | 限八 | 胸部悪性腫瘍に対するラジオ 波接灼療法、胸部悪性腫瘍 (従来の外科的治療法の実施 が困難なもの又は外科的治療 法の実施により根治性が期待 できないものに限る。)に係る ものに限る。) | 更要 | 呼吸器外科 又は放射線 科 | 要 | 呼吸器外科専門 医又は放射線科 専門医 | 要 | 5 要 | 5 要 | 10 要 | 10 | | 要 常勤医師 2名以上 | 麻酔以上 1名理が 病理で で で で で で で で で で り に れ で り た り た り た り た り た り た り た り た り た り | <u>不</u> | 要 | 不要 | 要 | 呼吸器外科又は放射線科及び麻酔科 | 要 | 要要 | 不要 | 要要 | 必要なときは必ず 事前に開催する | 要 | 要 | 10 | 3 | 更 10 6 | 3 |
| 114 | 限九 | 腎悪性腫瘍に対するラジオ波 焼灼療法 腎悪性腫瘍(従来 の外科的治療法の寒能が困 難なもの又は外科的治療法の 寒能により根治性が期待でき ないものに限る。)に係るもの に限る。) | 要要 | 呼吸器科 | 要 | 泌尿器科専門医 | 要 | 5 要 | 3 要 | 3 要 | 2 | | 常勤医師 数2名以 上 | 麻酔科医 1名以上 | 不要 | 要協床工学技士 | 要 1 | 要 | 泌尿器科 | 要 | 要要 | 不要 | 要要 | | 要 | 要 | 5 | 7 9 | 下更 | |
| 115 | 限十二 | 樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いてがんワウチン療法 (腫瘍抗原を発現する消化管 悪性腫瘍(食道がん、胃がん 又は大腸がん)、進行再発が がん又は原発性若しくは転移 性肺がんに係るものに限る。) | 要要 | 内科、消化器 科又は外科 | 要 | 消化器外科専門 度、消化器病専門 医、乳腺専門医、乳腺専門医 呼吸器外科専門 医又は血液専門 医 | | 要 | 5 要 | 5 要 | | 1 | 第勤医師 2名以上 | 病理(対域) 病理(対域) 病理(対域) 表述 (表述) 点性 (表述) 点性 (表述) 表述 (表述) | 不 | 専任任の組 の組 の の の の の の の の の の の の の の の の | 不要 | 要 | 内科、消化器科又は外科 | 要 | 要要 | 不要 | 要要 | 必要なときは必ず 事前に開催する | 要 | 要 | 15 を実 | 包培養 廃施して 季 | 要 10 (| 5 |

| | | | 1 | 実施責任医師 | 師の裏 | 5件 | | | | | | Ⅱ. 医療機 | 関の要件 | | | | | | | | | | | | | | | | Mt. Z | の他の要件 |
|-----|-------|---|----|--------------------------|-----|---|------------------|-------|--------|------------------------|-------------|-----------------|--|--|------|------------|---------------|-----------|----|--------------------------|-----|-----------|---------------------|----------|--|----|------|----------------------|--------|---|
| No. | 告示番号 | 要件の 先進医療名及び適応症 見直 | | 診療科 | | 資格 | 当診療の 科経 年数 | 技術の経験 | 技の験例実者 | 当技の験例助又術 | 術経症数 その他 | **** | 科 他診療 | | 看護配置 | その他 事者の | 医療従 の配置 | 病床数 | | 診鑽科 | 当直体 | 緊急手術の実施体制 | 他の医療機関との連携 体制 | 保守管理体制 | (備理委員会による番) 査体制 | | の事権が | | 教養回籍の会 | が (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) |
| j | | | 要件 | 内容 | 要件 | 内容 | 要件上 | 要件 | 要件 | () 例 要 以 上 | ()例 内容 | 要 内容 | 要件 | 内容 | 要看 | 要件 | 内容 | 要 ()床件 以上 | 要件 | 内容 | 要内容 | | 要 連携の身件 体的内容 | 要容件 | 要 件 審査開催の条件 | 要件 | 要作 | 内容 | 要 () | () 内容 |
| 116 | 3 + | 内視鏡下甲状腺がん手術(甲 状腺乳頭がんに係るものに眼 る。) | 要 | 外科又は耳 鼻咽喉科 | 要引 | 小科専門医又は 耳鼻咽喉科専門 医 | 不要 | 要 | 5 要 | 20 不要 | | 要 常勤医 | 新 新 要 部 上 | 幹科上。 医 理検設 門が病 さ 医 1 と を 1 と た と た と た と た と た と た と た と た と た と | 不要 | 不要 | | 不要 | 要 | 外科又は耳鼻咽喉科及び麻酔科 | 要 | 要要 | 不要 | 要 | 要 必要なときは必ず 事前に開催する | 要 | 要 11 | | 要 10 | 3 6 |
| 117 | PIE | 骨種瘍のCT透視ガイド下経皮 的ラジオ波境的療法(転移性 骨腫瘍で既存の治療法により 制御不良なもの又は頻骨腫 (診断の確変なものに限る。) に係るものに限る。) | 要 | 整形外科又 は放射線科 | 要 | 隆形外科専門医 又は放射線科専 門医 | 不要 | 要 | 5 要 | 10 要 | 10 | 要 常勤医3名以 | 1名 新 要 記 と | 幹以診明 と と と と は き と き と き き き き き き き き き き き | 不要 | 要技士 | 末工学士 | 不要 | 要 | 整形外科又は放射線科及び麻酔 科 | 要 | 要要 | 不要 | 要 | 要 必要なときは必ず 事前に開催する | 要 | 要 1 | 0 | 要 10 |) 6 |
| 118 | 3 + | 下肢静脈瘤に対する血管内 レーザー治療法(一次性下肢 静脈瘤に係るものに限る。) | 要 | 外科又は心 臓血管外科 | 要 | 心臓血管外科専 門医 | 要 5 | 要 | 3 要 | 10 不要 | | 常勤医 3名以 | 師要印 | 幹科医 3以上 | 要 10 | 要協反技 | 末工学 | 要 100 | 要 | 外科又は心臓血管外科及び麻酔 科 | 要 | 要要 | 不要 | 要 | 届出後当該療養 を初めて実施す るときは、必ず事 前に開催する | 要 | 要 1 | | 要 10 |) 6 |
| 119 | 限 十四 | 胎児胸腔・羊水腔シャント チューブ電電術/原発性胎児 樹水又は肺分腫症による統発 性胎児樹水のうち、胎児水腫 又は主水過多であるもので あって、特発性又は軽知の胎 児先天性感染による静水を去 大を複枝さずる非免疫性知 光極度料でありてし胸 陸穿刺後一週間以降にすべ かかな胸水の両貯留が認めら れるもの(妊娠ニ十週から三 十四週末海のもの限る。)に係 るものに限る。) | 要 | 小児科又は産科 | 要点 | 生婦人科専門医 | 要 5 | 要 | 5 要 | 要 | 5 | 要 常勤医 2名以 | 師 要 産 | 児科、 科及び 幹科医 3以上 | 不要 | 不要 | | 不要 | 要 | 小児科、産科及び麻酔科 | 要 | 要要 | 不要 | 要 | 変 事前に開催する | 要 | 要 5 | | 不要 | |
| 120 | 限 + 五 | 早期胃がんに対する腹腔鏡下 センチネルリンパ節検索 | 要 | 消化器科又 は外科 | 要 | 肖化器外科専門 医 | 不要 | 要 | 5 要 | 5 不要 | | 要 常勤医2名以 | 原上 新 要 一 一 要 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 | 門が設 され病 医1名 | 不要 | 要薬剤 | 判金币 | 不要 | 要 | 消化器科又は外科並びに放射線 科及び麻酔科 | 要 | 要要 | 不要 | 要 | 不要 | 变 | 要 5 | | 不要 | |
| 121 | + | 副甲状腺内活性型ビタミンD (アナログ)直接注入療法(二 次性副甲状腺機能亢進症に 係るものに限る。) | 要 | 内科又は泌 尿器科 | 要ド | 内分泌代謝科専 門医又は泌尿器 科専門医 | 不要 | 要 | 5 要 | 5 不要 | | 要常勤医2名以 | | 幹科医 | 不要 | 要協反技力 | 末工学士 | 不要 | 要 | 内科又は泌尿器科及び麻酔科 | 要 | 要要 | 緊急手術 要 の実施体 制 | 析 本 要 | 要 必要なときは必ず 事前に開催する | 要 | 要 5 | 緊急手術 の実施体 制 | 不要 | |
| 122 | | 自己薩瘍(組織)を用いた活性 化自己リンパ球移入療法(が ん性の胸水、腹水又は進行が んに係るものに限る。) | 要 | 内科、呼吸器 科、消化器科 又は外科 | | 肖化器外科専門 医、消化器病専門 医、呼吸器外科専門 医又は血液専 門医又 | 不要 | 要 | 5 要 | 5 要 | | 要常勤医2名以 | 師 不 上 要 | | 不要 | 要 び 理! | 壬帝当品 旦記 細の及管者 | 不要 | 要 | 内科、呼吸器科、消化器科又は 外科 | 要 | 要要 | 不要 | 要 | 要 必要なときは必ず 事前に開催する | 要 | 要 1 | 細胞培養 を実施し いること | |) 6 |
| 123 | 限十八 | 自己種瘍(組織)及び樹状細胞を再れた活性化自己リンパ 球移入機法がんが、動物、 腹水又は進行がんに係るもの に限る。) | 要 | 内科、呼吸器 科、消化器科 又は外科 | 要問 | 肖化器外科専門 医、消化器病専門 医、呼吸器外科専 門医又は血液専 門医医 | 不要 | 要 | 要 | 5 不要 | | 要 常勤医 2名以 | 師不上要 | | 不要 | 要 担当 理! | 壬音当品担配 細の及管者 | 不要 | 要 | 内科、呼吸器科、消化器科又は 外科 | 要 | 要要 | 不要 | 要 | 要 必要なときは必ず 事前に開催する | 要 | 要 1 | 細胞培養を実施していること | 要 10 |) 6 |

先進医療の施設基準の見直し等について 19.12.6

前回(11月1日)の第24回先進医療専門家会議での議論等を踏まえ、以下のとおり補 足する。

留意事項

1 全体

〇 今回の見直しについては、各実施医療機関の体制の整備等に要する時間と、見直しに要する事務手続等の便宜を考慮し、全ての技術について、平成20年4月から一律に適用する。

2 当直体制

○ 「外科系当直医師」は、専ら外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、 心臓血管外科、小児外科、泌尿器科、こう門科、産科、婦人科、産婦人科、眼科、耳 鼻いんこう科又は気管食道科に従事する医師とする。(技術9、18、52)

3 他の医療機関との連携体制

○ 「当該療養の実施後に化学療法その他悪性腫瘍に係る治療を行う体制」とは、悪性 腫瘍に係る治療として化学療法、放射線療法等を行い得る体制である。

また、当該先進医療を実施する保険医療機関において、当該腫瘍に係る治療を実施するに当たり先に述べた体制を有している場合は、当該施設基準に係る連携体制を要しない。(技術 61、68、限3)

4 保守管理体制

〇 「医療機器の保守管理を行う体制」とは、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第1条第2項第3号ハに規定する「医療機器の保守点検に関する計画の策定 及び保守点検の適切な実施」を満たす体制とする。

5 医療安全管理委員会

〇 「医療安全管理委員会」とは、医療法施行規則第1条の 11 第1項第2号に規定する「医療に係る安全管理のための委員会」とする。

6 倫理委員会の審査体制

〇「倫理委員会の審査体制」とは、「臨床研究に関する倫理指針(平成 15 年 7 月 30 日 厚生労働省)」の「第 3 倫理委員会」に準じた体制とする。